

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年5月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年4月3日	北区	小山西元町	—	—	1	平成24年4月3日
	右京区	花園木辻南町	—	—	1	
	伏見区	深草西浦町	—	—	2	
平成24年4月6日	上京区	紙屋川町	—	—	1	平成24年4月6日
	左京区	岡崎東天王町	—	—	1	
		浄土寺西田町	—	1	—	
	右京区	花園木辻南町	—	—	1	
	西京区	牛ヶ瀬南ノ口町	—	—	1	
伏見区	深草新門丈町	—	—	1		
平成24年4月10日	上京区	下堀川町	—	—	2	平成24年4月10日
	東山区	末吉町	—	—	1	
	右京区	太秦和泉式部町	—	—	1	
平成24年4月13日	左京区	上高野前田町	—	—	1	平成24年4月13日
		浄土寺西田町	—	—	2	
		浄土寺西田町	—	—	1	
		吉田神楽岡町	—	—	1	
	伏見区	竹田中島町	—	—	1	
平成24年4月17日	左京区	松ヶ崎鞍馬田町	—	—	1	平成24年4月17日
	右京区	梅津西浦町	—	4	—	
	伏見区	中島堀端町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年4月20日	中京区	西ノ京南聖町	—	—	2	平成24年4月20日
	右京区	西院巽町	—	—	1	
	伏見区	醍醐北西裏町	—	—	1	
		醍醐高畑町	—	—	1	
平成24年4月24日	伏見区	桃山町山ノ下	—	—	1	平成24年4月24日
平成24年4月27日	伏見区	竹田久保町	—	—	1	平成24年4月27日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)